

平成 27 年 10 月 23 日

食育の推進に関する政策評価 <評価結果に基づく意見>

総務省では、食育の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、その結果を取りまとめ、評価の結果に基づく意見を通知することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局

法務・外務・文部科学等担当評価監視官室

担 当：柏尾、仲里

電話（直通）：03-5253-5450

F A X：03-5253-5457

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 政策評価書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html

食育の推進に関する政策評価の結果に基づく意見の通知(概要)

背景等

- 「食」を大切にする心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病(がん、糖尿病など)の増加等を背景として、平成17年に「食育基本法」が成立
- 同法に基づき、第1次食育推進基本計画(平成18年度～22年度)、第2次食育推進基本計画(平成23年度～27年度)と約10年にわたり、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等で様々な食育事業を展開

調査事項

食育の推進に関する各種施策の効果の発現状況 (都道府県食育推進計画の策定状況、学校や地域における取組の状況等)

1 目標の達成状況についての評価

効果の把握結果

評価書 P 18~20

○ 第2次食育推進基本計画の11目標の達成状況 (注)

- ① 目標達成 : 2目標
② 数値が改善 : 6目標 }
③ 数値が悪化 : 3目標 } 目標未達成

(注) 基本計画の基準値と計画期間4年目(平成26年度)の測定値との比較



評価

評価書 P 82

目標の達成度は「進展が大きくない」※

※ 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」による
区分(5区分)で下から2番目

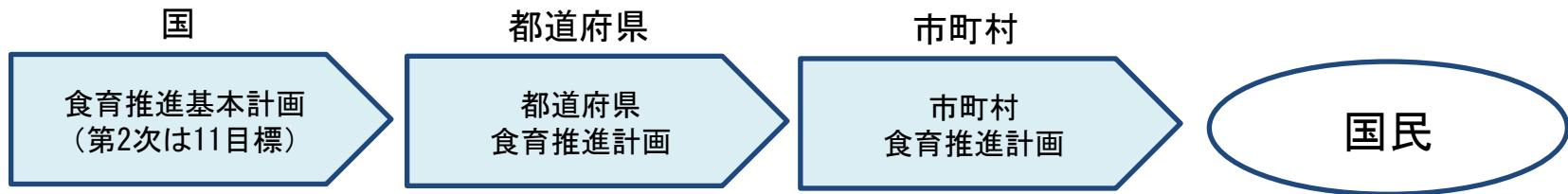
図表1 第2次食育推進基本計画における目標値と実績値

第2次食育推進基本計画の目標	目標値 (27年度)	測定値 (26年度)	達成 状況
① 食育に関心のある国民割合	90%以上	68.7%	×
② 家族との「共食」(朝+夕)の回数	週10回以上	週10回	○
③ 朝食欠食率 i) 子ども、ii) 20～30歳代男性	i) 0% ii) 15%以下	i) 1.5%(22年度) ii) 28.2%(25年度)	△
④ 学校給食地場産物等使用割合 i) 地場産物、ii) 国内産	i) 30%以上 ii) 80%以上	i) 25.8%(25年度) ii) 77% (25年度)	×
⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送る国民割合	60%以上	52.7%	△
⑥ メタボ予防等のための適切な食事、運動等の実践率	50%以上	42.1%	△
⑦ 食べ方に関心のある国民割合	80%以上	71.6%	△
⑧ 食育ボランティア数	37万人以上	33.9万人	×
⑨ 農林漁業体験した国民割合	30%以上	33%	○
⑩ 食の安全知識のある国民割合	90%以上	70.1%	△
⑪ 推進計画作成市町村率	100%	76.0%	△

(注) 1 内閣府の資料に基づき当省が作成

2 「○」:目標達成、「△」:数値が改善、「×」:数値が悪化

2 食育推進基本計画の目標設定



調査結果

- 都道府県によって、国と同じ目標を設定している状況は日々
例) 国の目標を取り入れていないのは、調査した27都道府県のうち、目標によって1都道府県(3.7%)から23都道府県(85.2%)
- 国の目標値と異なる目標値を設定している都道府県あり
例) 朝食欠食率(子ども)
国:0% ⇄ 27都道府県中7都道府県(25.9%)が 1%~7%に目標値を設定

評価書 P 20~23

図表2 27都道府県における食育推進計画
の目標設定状況

第2次食育推進基本計画の目標	目標未設定の 都道府県数
① 食育に関心のある国民割合	13(48.1%)
② 家族との「共食」(朝+夕)の回数	14(51.9%)
③ 朝食欠食率 i)子ども、ii) 20~30歳代男性	1(3.7%)
④ 学校給食地場産物等使用割合 i) 地場産物、ii) 国内産	2(7.4%)
⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活 を送る国民割合	4(14.8%)
⑥ メタボ予防等のための適切な食事、 運動等の実践率	7(25.9%)
⑦ 食べ方に関する国民割合	17(63.0%)
⑧ 食育ボランティア数	14(51.9%)
⑨ 農林漁業体験した国民割合	12(44.4%)
⑩ 食の安全知識のある国民割合	23(85.2%)
⑪ 推進計画作成市町村率	7(25.9%)

都道府県は必ずしも国と全く同じ目標を設定する必要はないが、食育を国民運動として推進するため、都道府県の理解の下、共通の目標を掲げ協力して取り組むことが有効

評価書 P 82~83

意見

都道府県の目標設定の支援 (内閣府)

評価書 P 89

(注)1 当省の調査結果による。
2 ()内は、調査した27都道府県のうち、目標未設定の都道府県の割合

3 個別施策等の評価

調査結果

(1) 学校における食に関する指導

- ① 栄養教諭の配置により、学校の食育指導体制は整備
⇒ 栄養教諭配置の効果の把握が不十分

評価書 P 40~47、P 84

- ② 小中学校で作成する「食に関する指導に係る全体計画」は、
約3割の学校(※)がその達成状況を評価せず
※62校中17校(27.4%)

評価書 P 48~51
P 84~85

(2) 健全な食生活実現のための取組

- ① 生活習慣病のうち、メタボリックシンドローム関連のみの指標であり、運動や体重計測を含む食生活との関連性が強いとはいえない目標設定
評価書 P 65~66、P 86
- ② 糖尿病予防戦略事業は、事業規模が小さい(1地方公共団体平均200万円)が、当該事業の寄与の程度が明らかではない大きな目標(全国ベースの糖尿病有病者率)で評価
評価書 P 66~68、P 86~87

評価書 P 89

意見

栄養教諭配置の効果を把握
全体計画の評価の実施を指導
(文部科学省)

評価書 P 89~90

目標の見直し
(内閣府・厚生労働省)
事業の効果を把握
(厚生労働省)

評価書 P 90

測定値の把握方法その他適切な
見直し
(農林水産省)

評価書 P 89

生活スタイルの変化等様々な状況に
対応した食育を推進
(内閣府)

(3) 農林漁業体験促進のための取組

評価書 P 73~74、P 87

- 目標である「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」を把握するためのアンケート調査では、回答者の家族も含めた割合

評価書 P 27~28、28~29
P 30~32、83~84

(4) 望ましい食生活への支障(アンケート調査結果)

- 朝食欠食など望ましい食生活を送らない人の理由は、「時間がない」、「必要性を感じない」、「面倒」など

⇒ 労働時間の長さ、食生活を重視しないことが背景